

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用された後、雇止め・雇入れを繰り返していたが、平成○年○月○日に再雇用され、会社所有のアスファルトタンカーに機関長として乗船していた。

請求人は、同月○日、港に停泊中の上記タンカーから上陸し、午後○時過ぎまで飲食した後、翌○日午前○時○分頃、帰船のため岸壁を歩いていたところ、転倒して頭部を強打した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「頭部打撲、脊髄損傷」と診断されたが、直ちにD病院に転送されて、「頸髄損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。その後、平成○年○月○日、E病院に転医し、加療を続けた。

請求人は、本件事故による本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 船員の負傷等に係る業務上外の判断については、引用する決定書別紙に掲げる厚生労働省労働基準局長が策定した「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」（平成21年12月28日付け基発1228第6号）に示されているところであるから、当審査会としても、当該事務取扱手引に照らして検討する。

(2) 本件事故は、上陸した請求人が帰船途中に発生したものであるところ、請求人の上陸行為が船舶所有者又は船長の命令を受けて行われたものであったか否かについてみると、以下のとおりである。

ア 請求人は、「会社の取締役部長という要職の人物が、船員の紹介を乗組員に要望したことは、会社からの業務的な要請であったと解釈する。」「F航海士からいい人材がいるという話を聞いて船を下りたということである。」「会社の恒常的な船員不足解消の一助とすべく外出し、帰船する際に負傷したものである。」旨述べるほか、「船長には上陸する際、『F航海士から電話があったので、ちょっと出てくる。』と言った。その時、船長には、他船の若手船員に面談してくる旨伝えたと思う。」旨述べている。また、請求代理人も、「請求人は、船員が不足している船員社会にあって、会社からの要請又は指示とF航海士からの強い要望に応え、上陸したものである。」旨述べるほか、請求人らは、本件公開審理において、重ねて同旨を述べている。

イ この点、G取締役部長は、「日頃から『いい人がいたら紹介してほしい。』

と言っていたのは間違いない。『個人的なつながりなどでいい人がいれば教えてほしい。』といった程度のもので、業務命令をしたものではない。」「一等航海士や機関長が、私や船長の許可もなく、人と会うことを仕事として、夜に上陸することはあり得ない。」旨述べるほか、「H船長が船員採用のための事前調査を業務命令として船員に指示することは、まず、考えられない。情報提供のレベルを超え、船員の求人活動に取り組むよう要請したことはない。」旨述べている。

また、G取締役部長によると、F航海士は、請求人に他船の船員が居酒屋にいることは伝えたが、請求人をF航海士が誘ったのか、請求人自ら出向いてきたのかは記憶が定かではなく、また、H船長も、「請求人が上陸前に『船員に会いに行く』との発言があったか否かは記憶が定かではない。」と申述している。

ウ 上記の各申述からすると、船員の人事に係る権限を有するG取締役部長が人材に関する情報を求めていたが、G取締役部長又はH船長が請求人に対して、船員採用につき具体的な情報収集や調査を命じたものとは認め難く、F航海士からの情報に基づき、請求人が自主的に対応したものにすぎないとみるのが相当であるから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の上陸時の行為は業務命令に基づく出張として扱うことはできないものと判断する。

したがって、請求人の上陸は私用による外出であり、その間に生じた本件事故は業務によるものとは認められない。

(3) なお、請求人は、当該上陸は船員獲得に資するためのものであり、業務の一環であると強く主張していることから、念のため、当該上陸が業務命令に基づくものであると仮定して、請求人の本件傷病の業務起因性の有無についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人は、「午後〇時少し前頃F航海士から電話があり、居酒屋に向かったところ、F航海士とI航海士のほか、他船の若者が3名ほどいたが、込み入った話はせず、夕食は船内で済ませていたので、ウーロンハイを2杯飲んだ。30分間ほどで近くのスナックに移動し、会社での労働条件などの情報提供をしたほか、会社の船で働いてみないかといった話をした。スナックには深夜〇時頃までいて、焼酎の水割りを4杯ほど飲んだ。」旨述べ、F航海士は、

「請求人が居酒屋に入ってきたのは午後〇時頃だったと思う。その店を出たのは午後〇時頃であった。その後スナックに行き、午後〇時半過ぎ頃まで店にいた。」旨述べている。

イ 上記アの各申述からすると、他船の船員との情報交換では、請求人が会社の労働条件等について説明し、会社への移籍を勧誘していたことが認められるが、請求人自身、既に夕食を済ませていたことを考えると、酒食を伴いながら当該情報交換を行う合理的な理由は見当たらないから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、約2時間にも及ぶ飲酒行為は就業時間外に行われた積極的な私的行為であると認めるのが相当であると判断する。

ウ 請求人らは、本件公開審理において、船員は陸上労働者とは全く異なった労働環境で就労していることを考慮すると、寄港地に上陸した際、同僚と懇談をすることは私的な行為とすべきではない旨主張しているが、上記で判断したとおり、既に夕食を済ませた請求人が、酒食を伴いながら積極的に情報交換や懇親を図るべき合理的な理由を見いだすことはできず、請求人の行動は通常の又は合理的な業務の範囲を逸脱するものとみるのが相当であるから、当該主張を採用することはできない。

(4) 以上からすると、請求人の上陸は、船舶所有者や船長の業務命令に基づく出張として取り扱うことはできず、仮に出張とみて検討しても、上陸中は飲酒を含む積極的な私的行為が大半を占めており、本件事故時には業務遂行性が失われているものと判断されるから、本件事故による請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。